

SEMI F15-0308 (Withdrawn 1011) TEST METHOD (SF₆ TRACER GAS) FOR ENCLOSURES HAS BEEN MOVED TO SEMI S6

筐体の試験方法(六フッ化硫黄のトレーサガス)の SEMI S6 への移行

免責事項:この SEMI スタンダードは、投票により作成された英語版が正式なものであり、日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンダード日本語翻訳版をご利用にあたっての注釈を本文の末尾に記載しております(「すべきである」「しなければならない」について等)。

本スタンダードは、global Environmental Health & Safety Committee で技術的に承認されている。現版は 2011 年 9 月 12 日、global Audits and Reviews Subcommittee にて発行が承認された。2011 年 10 月に www.semiviews.org および www.semi.org で入手可能となる。初版は 1993 年発行。前版は 2008 年 3 月発行。

注意: 本文書は、2011 年、バロット投票により廃止が承認された。

1 目的

1.1 本文書の目的は、SEMI F15 が撤回され、その技術的な内容が SEMI S6 の付属書 2「トレーサガスを使用して漏洩放出物を測定するためのテスト方法」に取って代わられたことを示すことである。

注 1: SEMI が本文書の撤回プロセスを変更し、撤回された文書の注意書きが撤回の 2 年後に自動的に削除されないことになった場合、本文書は公式に撤回されることもありうる。

2 範囲

2.1 本文書の範囲は、SEMI F15-93 (Reapproved 1104) のすべての内容である。

注意: このスタンダードおよび安全ガイドラインはその使用に関連した全ての安全問題を取り扱うことを意図していない。この文書の使用者は、その責任において、適切な安全および健康上実施すべき事柄を確立し、また使用前に法規制やその他の制限への適用性を判断するものである。

3 参照スタンダードおよび文書

3.1 SEMI スタンダードおよび安全ガイドライン

SEMI S6 — EHS Guideline for Exhaust Ventilation of Semiconductor Manufacturing Equipment

SEMI F15-93 (Reapproved 1104) — Test Method for Enclosures Using Sulfur Hexafluoride Tracer Gas and Gas Chromatography

注意: 別途指示のない場合、引用されたすべての文書は最新の出版バージョンである。

4 試験方法

4.1 SEMI S6 の付属書 2「トレーサガスを使用して漏洩放出物を測定するためのテスト方法」に記載された試験方法を使用すること。

改訂履歴

注意： 次の情報は、本文書の改訂を追うために提供されている。本情報に対する反対票は認められない。変更は、Publication Improvement Proposal (PIP) フォームを用い、SEMI スタッフへ提出する。

サイクル	投票文書 (バロット) 番号	セクション	説明
0308	4494	文書全体	試験方法を定義した以前の文書を置き換えた。最新の試験方法については、SEMI S6 の付属書を参照するよう示唆。

注意： Semiconductor Equipment and Materials International (SEMI) は、本書に定められたスタンダードおよび安全ガイドラインが個々のケースに適するか否かの保証も言明もしていない。本スタンダードあるいは安全ガイドラインの適、不適を判断するのは、利用者各位の責任となる。また利用者各位は、ここに記載されている製造者の指示、製品ラベル、製品データシート、そのほかの関連文献を必ず参照のこと。なお、スタンダードおよび安全ガイドラインは予告なしに変更されることがある。

本スタンダードあるいは安全ガイドラインを発行することにより、SEMI は、本スタンダードあるいは安全ガイドラインの中に記載された各項目に関連する特許権または著作権の効力の有無について責任ある立場にはない。各特許権または著作権の有効性および権利侵害の危険性についての判断は、本スタンダードあるいは安全ガイドラインを使用する利用者各位の責任となる。

免責事項： この SEMI スタンダードは、投票により作成された英語版が正式なものであり、日本語版は日本の利用者各位の便宜のために作成したものです。万が一英語と日本語とに差異がある場合には英語版記載内容が優先されます。

SEMI スタンダード日本語翻訳版をご利用にあたって、次の 2 点をご留意ください (Style Manual より抜粋)。

1. SEMI スタンダードの正文である英語 (米語) から日本語への翻訳に際し、日本語表現では原文の意図が十分に伝わらない可能性のある「Should」と「Shall」を次のように区別して翻訳しております。

- 「should」 → 「すべきである」と訳している。望ましいが要求はされない指示や事象について使用している。
- 「shall」 → 「しなければならない」と訳している。要求する指示または事象について使用している。ガイドまたは安全ガイドラインは、本質的に勧告であり要求としては書かれなため、原文では「shall」は使われず「should」のみ使われている。

2. セクション記号「§」およびパラグラフ記号「¶」は、原文で次のように参照範囲を区別しているため、日本語翻訳版では原文のまま表現しています。

「§」 → 「セクション」の意味。文書のあるセクションやサブセクションを特定する場合に使用する記号である。例えば、§ 9.2 は 9.2 だけでなく、その下位の 9.2.1, 9.2.2, 9.2.3 を含んで参照していることを意味する。§§ のように記号を二つ使用するの、複数のセクションまたはサブセクションを参照する場合である。

「¶」 → 「パラグラフ記号」の意味。文書のあるパラグラフを指定する場合に使用する記号である。例えば、¶ 9.2 は 9.2 のみを参照することを意味し、その下位の 9.2.1, 9.2.2, 9.2.3, 9.2.4 は含まない。¶¶ のように記号を二つ使用するの、複数のパラグラフを参照する場合である。

※詳細は、SEMI スタンダード Style Manual をご参照ください。
<http://www.semi.org/en/Standards/StandardsPublications>